

清流の国ぎふ移住支援事業費補助金交付実施要領

[令和4年4月1日制定]
 [令和5年6月23日改定]
 [令和6年4月1日改定]

1 総 則

この要領は、清流の国ぎふ移住支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施について定める。

2 支給対象者

要綱第2条に定める移住支援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）の要件は、下表のとおりとする。なお、これらに加え、市町村の要綱等で支給対象者の要件を追加することは制限しない。

要件 (詳細は以下 のとおり)	令和5年度の転入者		令和6年度の転入者		
	単身世帯	複数世帯	単身世帯		複数世帯
			39歳以下	40歳以上	
(1)	ア	○	○	○	○
	イ	○	○	○	○
	ウ	○	○	○	○
	エ	○	○	○	○
	オ	○	○	○	○
(2)	ア				○
	イ		○		
	ウ	○		○	
(3)	ア	△	△	△	△
	イ	△	△	△	△
(4)		○			○
(5)	○	○	○	○	○
(6)	○	○	○	○	○
(7)	○	○	○	○	○

△については、(3)アまたはイを満たすことを示す。

(1) 次のいずれにも該当する移住をした者であること。

- ア 県内の市町村に住民票を移した日前5年間、県外に在住していたこと。
- イ 令和4年4月1日以降に県内に転入したこと。
- ウ 移住支援金の交付申請時において、県内への転入後1年以内であること。
- エ 移住支援金の交付申請の日から5年以上継続して県内に居住する意思があること。
- オ 県内への転入が、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更に伴うものではなく、地方で生活し、働くことを自らの意思で選択して行われたものであること。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

- ア 申請日の属する年度の4月1日時点で、申請者の年齢が39歳以下であり、かつ申請者を含む2人以上の世帯員を有すること。
- イ 申請日の属する年度の4月1日時点で、申請者の年齢が39歳以下であるこ

と。

ウ 移住先が過疎地域であること。ここでいう過疎地域とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定による指定を受けた振興山村をいう。

(3) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 次のいずれにも該当する就業者であること。

(ア) 就業先が、県内に事業所を有する法人、団体又は個人（以下「法人等」という。）で雇用保険の適用事業主であること（県外の法人等に勤務する場合であって、その勤務先を変更せず、県内から通勤し、又は県内においてテレワークを行うときを含む。）。

(イ) 令和5年6月22日以前の転入者については、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて法人等に就業し、移住支援金の交付申請時において当該法人等に連続して1か月以上在職していること。令和5年6月23日以後の転入者については、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて法人等に就業し、移住支援金の交付申請時において当該法人等に在職していること。

(ウ) 県内に事業所を有する法人等に、移住支援金の交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思を有していること（県外の法人等に勤務する場合であって、その勤務先を変更せず、県内から通勤し、又は県内においてテレワークを行うときを含む。）。

(エ) 就業先の法人等が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等を営む者でないこと。

(オ) 就業先の法人等が、暴力団等の反社会的勢力でないこと又は反社会的勢力と関係を有していないこと。

イ 次のいずれにも該当する起業家であること。

(ア) 県内で法人登記又は個人事業の開業の届出をしていること（県外で法人登記又は個人事業の開業の届出をしている場合に、県内に事業所変更を行ったときを含む。）。

(イ) 令和5年6月22日以前の転入者については、移住支援金の交付申請時において当該事業を1か月以上継続していること。令和5年6月23日以後の転入者については、移住支援金の交付申請時において当該事業を実施していること。

(ウ) 起業する事業が、公序良俗に反する事業でないこと。

(エ) 起業する事業が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業等でないこと。

(4) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 移住元において、申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属していた者

イ 移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属している者

ウ 申請者と同一の世帯に属している者のいずれかが、令和4年4月1日以降に県内に転入した者

エ 令和5年6月22日以前の転入者については、申請者と同一の世帯に属している者のいずれかが、移住支援金の交付申請時において転入後1か月以上1年以内である者。令和5年6月23日以後の転入者については、申請者と同一の世帯に属している者のいずれかが、移住支援金の交付申請時において転入後1

年以内である者

オ 申請者と同一の世帯に属している者が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない者

- (5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (6) 日本人又は外国人であつて永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。
- (7) その他知事が支給対象者として不相当と認めた者でないこと。

3 交付の条件

市町村長が支給対象者に対して行う交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 県又は市町村が実施する移住定住施策への協力（各種移住定住に係る調査及びインタビュー、セミナーの講師等）をすること。
- (2) 移住支援金の交付申請時から移住5年目までの各年、現況調査に応じること。

4 補助対象経費等

要綱第3条第2項に規定する補助対象経費は、2に規定する支給対象者の申請に基づき、市町村が当該市町村へ複数世帯又は単身世帯で移住する際にかかる経費に対して支給する補助金とする。18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の加算額を算定するときは、申請日が属する年度の4月1日時点において当該世帯員が18歳未満であることを満たすこととなる。

なお、補助金は現金支給によるものを基本とするが、用途を限定しない場合に限り、地域通貨等による支給を行うものも対象とすることができる。

5 補助対象経費の算定基準

市町村が3月31日までに支給を完了している移住支援金をもって算定する。

6 補助金の額の確定

知事は、市町村における補助事業の完了に伴う補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを要綱第10条による実績報告書及び事業完了確認書（別記第1号様式）により調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村に別記第2号様式により通知する。

7 補助金の返還

市町村は、移住支援金の支給を受けた者が要綱第12条に該当する場合にあっては、移住支援金の全額の返還を請求するものとする。ただし、移住支援金の申請日から3年以上5年以下の期間内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合は、移住支援金の半額の返還を請求するものとする。

8 補助金交付者の現況に係る報告

市町村は、移住支援金を支給した者が、要綱第12条各号に掲げる事項のいずれかに該当するかどうか調査し、支給した翌年度から起算して5年間、別記第3号様式により毎年5月末日までに県へ報告するものとする。

附 則

この要領は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年6月23日から施行する。
- 2 この要領は、令和5年6月23日以後に県内に転入する者に適用し、同日前に県内に転入した者についてはなお従前の例による。

附 則

この要領は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。